

# 個人市・道民税の申告受付

左の表のとおり、3月16日(月)まで受付します。受付期間中は、各会場以外での申告受付は行っていません。

■この申告または確定申告を3月16日(月)までに終えないときは、5〜6月発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

お問合せ 税務室市民税担当 ☎21・3211

※ 東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課へ。

## 個人市・道民税申告会場一覧 (3月分)

地域	月日	申告会場	対象町名	
			9時30分～11時45分	13時～15時30分
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	3/2(月)	函館アリーナ (多目的会議室)	日吉1、日吉2、 山の手1	山の手2、山の手3
	3/3(火)		日吉3、日吉4	湯川1、湯川2、 湯川3
	3/4(水)	渡島総合振興局 (3階講堂)	西旭岡1、西旭岡2、 西旭岡3、旭岡	滝沢、見晴、鈴蘭丘、 銅山、鱒川、紅葉山、 庵原、亀尾、米原、 東畑、鉄山、蛾眉野
	3/5(木)		本通1、本通2	本通3、本通4、桔梗
	3/6(金)		美原5、陣川	桔梗1、桔梗2、 桔梗3、桔梗4
	3/9(月)		桔梗5、鍛冶1、鍛冶2	中道1、中道2
	3/10(火)	昭和1、昭和2、昭和3	昭和4、赤川1	
	3/11(水)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	五稜郭、柳、松陰、 人見、金堀、乃木	柏木、川原、昭和、 亀田港
	3/12(木)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	函館市全域	
	3/13(金)			
3/16(月)				

### 申告時に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支内訳書
- (3) 2019年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の支払額のわかるもの・領収書
- (4) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書

(5) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書

(6) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書

- ① 受診者② 病院・ドラッグストア等③ 医療費の区分(内容)または購入した医薬品の名称④ 支払った金額および補てんされた金額

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

※ セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります。

(7) 本人確認書類  
マイナンバーの記載にあり、次の①〜③のうちいずれかの方法で申告者の本人確認をします。

- ① 個人番号カード
- ② 通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ
- ③ 個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、

公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ

### 函館税務署からのお知らせ

申告書は自分で作成して、早めの提出を

令和元年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書の提出期限は3月16日(月)、消費税および地方消費税(個人事業者)の提出期限は3月31日(火)です。

期限間近になると、税務署は大変混雑しますので、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に確定申告書を作成し、お早めに提出してください。

なお、申告書の作成には、国税庁のHP「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

また、税務署の確定申告会場にお越しの際は、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

土曜・日曜・祝日は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

お問合せ 函館税務署(中島町37番1号) ☎31・3171

市税の納め忘れはありませんか?

市・道民税、固定資産税、軽自動車税の納期が過ぎましたが、納め忘れはありませんか。納税通知書をもう一度ご確認ください。

### 納税相談

税務室納税担当 ☎21・3246

納税には便利な口座振替・自動払込をご利用ください

納税通知書、預金通帳、届出印をお持ちのうえ、口座をお持ちの金融機関または市役所・各支所の窓口へお申込みください。

ゆうちょ銀行・郵便局の「自動払込」については、ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの用紙がありますので、直接お申込みください。

また、キャッシュカードだけで口座振替の申込みができるペイジー口座振替受付サービスをご利用いただけます。ご利用可能な窓口や金融機関等の詳細につきましては、市のHPをご覧ください。

### お問合せ

税務室納税担当 ☎21・3234